

## 第2部 鳥取県を美しくする運動

### 1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

幸いにして、本県は比較的公害及び自然環境の破壊が少ない県といわれているが、最近では経済活動の活発化及び生活様式の多様化に伴って、廃棄されるごみの質並びに量と共に変化し、特に海岸、公園、観光地等公共の場所では投棄されたごみが問題となっており、このまま放置できない現状である。

投棄の実態は主として一般家庭から排出される一般廃棄物のほか、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の投棄も逐年増加の一途をたどっている。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て、強力で推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに、「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、湖沼、海岸等公共場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和51年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和51年9月20日～10月19日

(2) 運動内容

① 広報活動

ポスターを1000枚作成し保健所・土木出張所、市町村及び参加団体に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通して運動への参加と意識の高揚を図った。

② 美化運動推進関係者等によるごみ一掃総点検パトロールを実施して啓もうにつとめた。

③ 市町村と保健所環境衛生指導員による不法投棄ごみの実態調査を実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締指導パトロールを実施した。

### 2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、れを受けて我が国においても、この日を初日とする「環境週間」が設定された。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力で推進するた

めの全国運動を展開するもので、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため、種々の行事を行ったが、その実施状況については、表59に示すとおりである。

表59 昭和51年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考																												
環境週間ポスターの配布	県市町村	—	環境庁ポスター700枚、環境庁・建設省ポスター105枚、及び財団法人クリーン・キャンペーン・センターポスター150枚を市町村 保健所 衛研 警察署等に配布	成果については不詳																													
新聞広報	県	山陰中央新報	6/9けんみん室に週間の主旨及び行事内容を掲載																														
横断幕	県市町村	観光協会	大山(管理事務所)、砂丘(福部村)に「だれかするあなたのごみの後始末を」を掲示したほか3町で役場公民館等に掲示																														
ノーカーデー	県 県交通 対策協 議会	市町村 事業所	県・市町村・その他の官公署等の職員及び195事業所に呼びかけた。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常 勤台 通数</th> <th>自台 粛数</th> <th>自 粛率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官公署 (県関係)</td> <td>2,184</td> <td>1,726</td> <td>79.0</td> </tr> <tr> <td>官公署 (県関係外)</td> <td>1,984</td> <td>1,173</td> <td>59.1</td> </tr> <tr> <td>市町村 役場</td> <td>3,200</td> <td>1,484</td> <td>46.4</td> </tr> <tr> <td>学 校</td> <td>1,383</td> <td>604</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>民 企 業</td> <td>5,113</td> <td>2,001</td> <td>39.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,864</td> <td>6,988</td> <td>50.4</td> </tr> </tbody> </table>		通常 勤台 通数	自台 粛数	自 粛率	官公署 (県関係)	2,184	1,726	79.0	官公署 (県関係外)	1,984	1,173	59.1	市町村 役場	3,200	1,484	46.4	学 校	1,383	604	43.7	民 企 業	5,113	2,001	39.1	計	13,864	6,988	50.4	
	通常 勤台 通数	自台 粛数	自 粛率																														
官公署 (県関係)	2,184	1,726	79.0																														
官公署 (県関係外)	1,984	1,173	59.1																														
市町村 役場	3,200	1,484	46.4																														
学 校	1,383	604	43.7																														
民 企 業	5,113	2,001	39.1																														
計	13,864	6,988	50.4																														

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考
市町村公報	市町村	—	有線放送 19町村で 延40回 広報車 11市町村で 延31回 広報紙 10町で 延10回	PR	
研修会	県	市町村	市町村の公害担当職員を対象とした公害防止に関する研修(騒音関係)を実施した。	6月15日 延30名参加	
記念集会	市町村	—	環境保全関係団体等による環境問題に対する意見交換	1市1町で集会を開催し、 延49人が参加した。	
海浜・河川・湖沼等の清掃	市町村	環境保全関係団体・観光協会・小中学生等	海岸 河川 湖沼等公共場所のいっせい清掃	14市町村で実施 延4,808人参加	
交通公害環境調査	県市	—	交通ひん繁地区における大気、騒音調査	3市、13地点で延4日間65回測定、他に自動測定3	
公害発生源調査	市町村	—	公害が発生している現状のは握とこみ不法投棄場の点検	事業所(畜産公害 水質及び騒音等)を19市町村で延96事業所調査  ごみ不法投棄場所から 延87トノを除去	
環境点検整備	県	—	主要事業所に対し、公害防止施設、測定機器等の点検整備、ばい塵・排水等の自主検査及び環境整備について	成果については不詳	

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考
立入検査指導	県	—	<p>ての呼びかけ            水質関係 233事業所            大気関係 133事業所 } に            計 366事業所            対して呼びかけ</p> <p>主要工場に対して立入検査を実施</p>	<p>延50事業所に立入検査を実施し、6事業所について指導した。</p>	
整備不良車の監視取締	県警察本部 陸運事務所	自動車整備振興会	整備不良車のいっせい取締り	<p>6月5日～11日まで県下3地区で実施</p> <p>延102台検査の結果            整備命令 4台            警告 16台            計 20台</p>	
海水浴場調査	県	—	海水浴場の水質検査	<p>県下19海水浴場で透視度、pH、油分、COD、大腸菌群数の5項目について検査</p> <p>結果は全て適</p>	
ごみ持帰運動	県	—	観光地において交通機関・商店 観光客に呼びかけた。	成果については不詳	

< 資料 >

1 公害関係事犯検挙状況

( 5 1 年 1 月 ~ 1 2 月 )

法令別 署別	廃棄物 処 理		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と 畜 場 法		自 然 公園法		漁 業 等 法		消 防 法		高圧カス 取締法		累 計		前年同期		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
岩 美																					4	2	
鳥 取	10	9	1	7											1	1				12	17	6	8
郡 家	4 (1)	3					1 (1)													5 (2)	3	1	3
智 頭							1 (1)													1 (1)		5 (3)	1
浜 村	9 (6)	4					1	1												10 (6)	5	1 (1)	
倉 吉	4	3																		4	3	3	3
八 橋																						5 (1)	6
米 子	14 (6)	9													1	1				15 (6)	10	19 (3)	10
境 港	6 (3)	6																		6 (3)	6	4 (1)	5
溝 口							1 (1)													1 (1)		3 (1)	1
黒 坂																							
累 計	47 (16)	34	1	7			4 (3)	1							2	2				54 (19)	44		
前年 同期	34 (10)	21	6	4			5	4	4	6			1	3			1	1				51 (10)	39

注 ( )内は訓戒で内数

( 県警防犯課調べ )

2 51年中の検挙事例

署名	検挙月日	適用法令	事 犯 の 概 要
T署	9 17	水質汚濁防止法	常時2,000頭を飼育する大手養豚センターが、長期間にわたり排水基準を越える排水（生物化学的酸素要求量の基準の2.5～4.8倍、浮遊物質量の基準の1.0～1.7倍）を公共用水域である三谷川にたれ流していたものである。
T署	6 27	廃棄物処理法	(有)T運送は、鳥取市内で運送業を営んでいるものであるが法定の除外事由がないのに、無許可で産業廃棄物（製紙汚水）処理業を営んだものである。
K署	10 30	廃棄物処理法	林業者が、廃棄物の処理計画区域内である八頭郡若桜町地内の空地に、貯木場から生じた木くず 土砂等約3.4トンをみだりに投棄したものである。
K署	2 20	廃棄物処理法	鮮魚商が、廃棄物の処理計画区域内である倉吉市巖城地内小鴨川に半年間にわたり 魚の内臓等をみだりに投棄していたものである。
Y署	6 30	廃棄物処理法	屑鉄商が、廃棄物処理計画区域内である米子市両三柳地内の私有地に紙屑約1.5トンをみだりに投棄したものである。
Y署	6 28	廃棄物処理法	養豚業者が、廃棄物処理計画区域内である米子市博労町地内旧加茂川に通ずる用水路に、数年間にわたり産業廃棄物である豚のふん尿をたれ流していたものである。
S署	9 21	廃棄物処理法	土木建設業者が、廃棄物処理計画区域内である境港市小篠津町地内国有地に建設廃材約3.20kgをみだりに投棄したものである。

### 3 公害苦情処理状況

態 様		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
処理状況										
50年苦情受理件数			21		7			9	8	45
51年		1	13		13			6	20	53
処理状況 (51年)	話合いのあっせん				1			1	1	3
	警 告	1	6		4			1	8	20
	他 機 関 通 報		4		8			3		15
	検 挙		1					1	8	10
	措 置 不 能		2						3	5
検 討 ( 処 理 ) 中										

( 県警防犯課調へ )